

Q&A 農業者年金の よくある質問

Q 加入する場合、
どこに申し込めばいいですか？

A 加入の申込みは、お住まいの農業委員会かJAの農業者年金の担当窓口で受け付けています。申込み用紙は窓口にあります。申込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要となります。

Q 保険料の支払い方法は？

A 加入の申込み手続きが完了しますと、被保険者証がご自宅に届きます。届いた月以降、申込みのときに指定された口座から毎月23日（休日の場合は翌営業日）に自動振替となります。

保険料の払いは、毎月納付する方法と、翌年1年分の保険料を前納する方法があります。前納は12月23日に口座振替され、前納の申込みは11月15日までです。

Q 保険料の額を変更するには？

A 保険料の額を変更したいときは、JAの窓口で変更手続きをすれば、2万円から6万7千円の範囲で千円単位で希望する額に自由に変更できます。（ただし、保険料補助を受けているときは自由に変更できません。）

Q 脱退は自由にできるとのことですが、
脱退した場合は保険料はどうなるのですか？

A 脱退した場合は、脱退一時金はできません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金としてお支払いします。脱退した後も積み立てた保険料の運用状況を毎年6月に基金からお知らせします。

Q 死亡一時金がありますか？

A 80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金の額の死亡時の現在価値相当額をご遺族（死亡者の死亡時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金としてお支払いします。

Q 年金資産の運用は
どうしているのですか？

A 農業者年金基金による年金資産の運用は、国内債券を中心に安全性を重視した資産構成により運用しています。定期的に運用の専門家によるチェックも受けています。また、65歳の年金裁定時に、自分の年金原資が支払った保険料の合計額を下回る場合には、危険準備金からマイナス分が補填されます。

Q 少子高齢化時代なので
将来の年金が不安ですが・・・

A 農業者年金は、加入者自ら積み立てた保険料とその運用益を年金原資として年金額が決まる「確定拠出型の積立て年金」ですので、年金財政が現役世代と引退世代の人口比の影響を受けないのが特徴です。少子高齢時代でも安定的な終身年金制度となっています。

詳しくは…

農業者年金

検索

<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL: 03-3502-3199（専門相談員）TEL: 03-3502-3942（企画調整室）

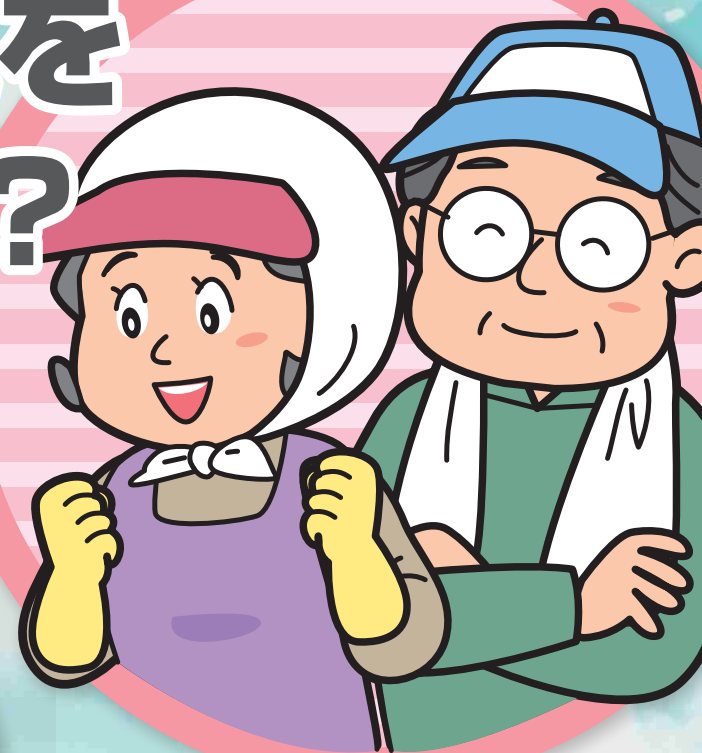


(29.4)

農業者年金で 生活の安定を 考えませんか？



知って
いますか？



知らないで損する
農家の年金のはなし

女性

後継者

税

国が変わる
安心が
積み手
積立年金

【要約】

農業者年金へは、
次の要件を満たす方ならどなたでも
加入できます

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く。

年間60日以上農業に従事

60歳未満

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

途中脱退、再加入も可能です

農業者年金

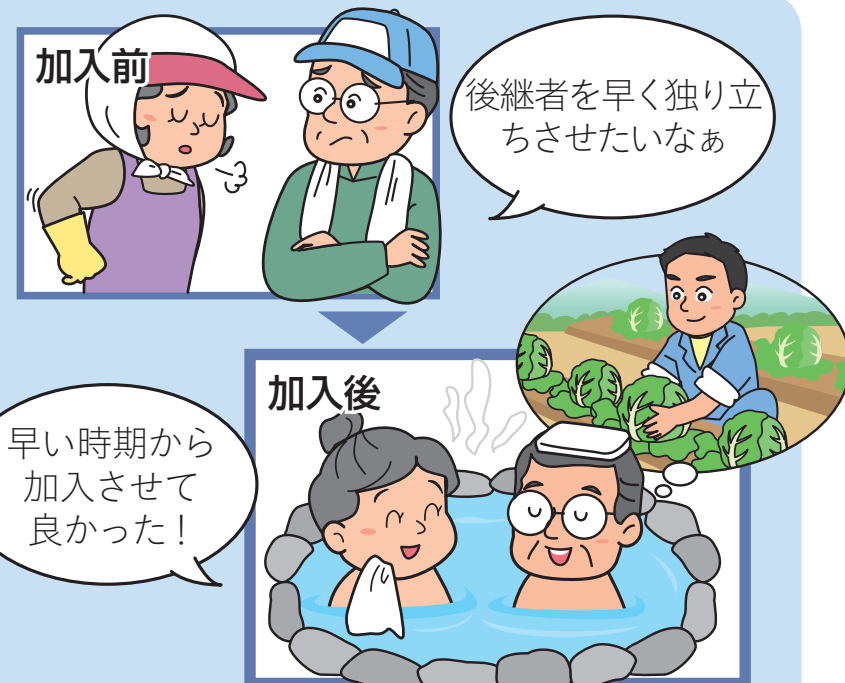
**で安心して
豊かな老後を！**

▶詳しくは4ページへ

メリット
2

**若年層には
手厚い政策支援
（保険料補助）**

▶詳しくは6ページへ



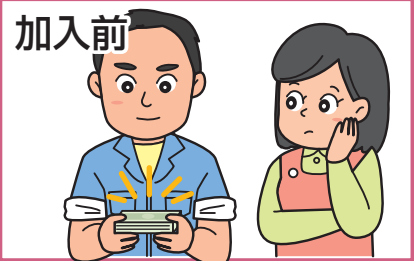
国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます

農業者年金

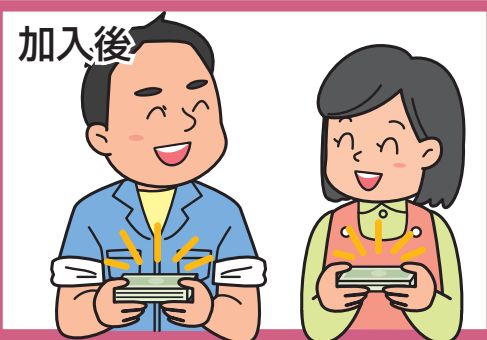
の6つのポイント

- 積立て方式で安心
- 加入・脱退も自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 保険料はいつでも変更できる
- 農業の担い手には保険料補助
- 終身年金 80歳までの死亡一時金あり



加入前
夫のみ加入の場合

夫婦で加入の場合



加入後

- 女性農業者の長い老後をしっかりサポートします！
- 自らの力で老後に安心を！

家族経営協定で保険料補助も

メリット
1

**女性に優しい！
奥様も単独で
入れます。**

▶詳しくは5ページへ

メリット
3

**税制面で
大きな優遇
（ライフプランへの投資減税）**

▶詳しくは7ページへ



加入前
今年は収入が良かったけど
税ってこんなに
かかるの？



加入後

保険料を
控除できて
助かるなあ

- 支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となります

1 こんなにかかる老後生活(現金支出で年額約286万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約23万～24万円が必要です。(総務省家計調査などより)

2 国民年金の支給額は？サラリーマンの年金は？

国民年金は、月々約6万5千円(40年加入の場合)夫婦あわせて月額約13万円です。厚生年金のモデルケースでは、夫婦あわせて月額22万1千円です。

3 農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

- 65歳の農業者年金受給者の平均余命は男性22年(87歳)、女性27年(92歳)
- 日本人の平均余命は 男性84歳、女性89歳であり 農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。



農業者年金とは…

農家のことを知りつくした 農家のための年金です

サラリーマンは、厚生年金や共済年金で国民年金(基礎年金)への上乗せがあります。農業者は、豊かな老後の生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。農業者の皆様も、メリットがたくさんある農業者年金に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

終身年金です

農業者年金に加入すれば ～農業者年金の支給額(年額)の試算～

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		平均余命までの受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	63万円	1,628万円	1,713万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,080万円	1,137万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	640万円	673万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	285万円	300万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合の試算です。受取総額は65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。
 ※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の14年間(H27まで)の運用利回りの平均は、年率2.73%です。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成29年度は0.20%となっています。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万～24万円が必要です。➡月額約10万円不足！
 国民年金の不足分をしっかりカバーします！

	65歳～87歳の年金額(夫婦)	88歳～92歳の年金額(妻のみ)
[ケース1] 農業者年金に夫のみ加入	国民年金 夫 月額6万5千円 妻 月額6万5千円 計 月額13万円 農業者年金 夫 月額4万2千円	国民年金 妻 月額6万5千円 農業者年金 なし
	合計：月額 17万2千円	合計：月額 6万5千円
[ケース2] 農業者年金に夫婦で加入	国民年金 夫 月額6万5千円 妻 月額6万5千円 計 月額13万円 農業者年金 夫 月額4万2千円 妻 月額3万5千円 計 月額7万7千円	国民年金 妻 月額6万5千円 農業者年金 妻 月額3万5千円
	合計：月額 20万7千円	合計：月額 10万円

※農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率は0.20%として行っています。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成29年度は0.20%となっています。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。



メリット
1

女性

女性に優しい！奥様も単独で入れます



1 農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。

ご主人だけが農業者年金へ加入していたとしたら、先にご主人が亡くなった時、あなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。一人一人の備えが大切です。自らの力で老後に安心を！

2 保険料の国庫補助制度が女性の家族経営協定締結を応援しています。

家族経営協定に盛り込むとよい事項

- やりがいを持って働くために
農業経営のビジョン・目的、日々の労働時間・休憩時間、給料や収益配分、農作業の役割分担 等
- みんなで経営を充実させよう
経営の計画(目標・資金計画・所得目標・経営規模)、簿記記帳の担当、経営状況の把握、経営の役割分担 等
- ゆとりある暮らしのために
生活の目標・役割分担、家計状況の把握、老後の生活設計、余暇・地域活動 等
- 農業を続けていくために
経営や経営資産の移譲について、時期・方法、相続への対応 等

農業者年金の保険料の国庫補助を受けるためには、家族経営協定の次の事項が盛り込まれていることが必要です。

- ①農業経営に関する基本的事項(規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等)について、その配偶者又は後継者の合意に基づいて決定されること
- ②農業経営から生じる収益が、経営主とその配偶者又は後継者の双方に帰属すること
- ③将来の経営継承について、経営主とその配偶者又は後継者の合意により行うこと

保険料の国庫補助(本人負担分と補助分あわせて月2万円となります)

保険料の国庫補助対象者	国庫補助額	
	35歳未満	35歳以上
認定農業者で青色申告者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
認定就農者で青色申告者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
青色申告者で認定農業者または認定就農者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (3割)	4,000 円 (2割)
35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000 円 (3割)	—

※国庫補助額は月額保険料月額2万円で固定に対する補助額(割合)です。
※補助対象の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。
※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
※国庫補助対象のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の補助区分(国庫補助額が減額になることがあります。)又は通常の保険料への変更が必要です。

メリット
2

後継者

若年層には
手厚い政策支援

農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算(保険料月2万円の場合)								
加入 年齢	納付 期間		保険料補助なしの場合		保険料補助ありの場合			
			保険料本人 負担分総額	年金支給額 (年間)	保険料本人 負担分総額	支給額計 (年間)	本人負担分 年金支給額	国庫補助分 年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	76万円	744万円	77万円	55万円	22万円
		女性		63万円		64万円	46万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	50万円	588万円	51万円	39万円	12万円
		女性		42万円		42万円	33万円	9万円
35歳	25年	男性	600万円	39万円	528万円	40万円	34万円	6万円
		女性		33万円		33万円	28万円	5万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合の試算です。
予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ平成29年度は、0.20%です。

政策支援加入なら65歳からの老齢年金と経営継承からの特例付加年金の2本立て

保険料の国庫補助をもらう政策支援加入は経営継承(何歳でもOK)後に併給開始されるので、受け取る年金は2本立てになります。
農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。若い時から加入することで少ない月々の負担でも、二段構えで老後生活に備えられます。

保険料の国庫補助なし

保険料+運用益

65歳から

農業者老齢年金

※1

保険料の国庫補助あり

国庫補助+運用益

経営継承

特例付加年金

※2

保険料+運用益

65歳から

農業者老齢年金

※1 本人負担分の年金
※2 国庫補助分の年金

保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。
また、保険料の額はいつでも見直しできます。(ただし、保険料補助を受けていない場合に限る。)

保険料控除分の節税額の目安(所得税・住民税・復興特別所得税)			
課税対象所得	税 率	保険料月額4万円 (年額48万円) の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円) の場合
195万円以下	15.1%	7万2千円	12万1千円
195万円超 330万円以下	20.2%	9万7千円	16万2千円
330万円超 695万円以下	30.4%	14万7千円	24万5千円

※保険料支払後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。
百円単位は端数処理しています。

メリット
3

税

税制面で大きな優遇
(ライフプランへの投資減税)

1 積立方式・確定拠出型の年金で、運用も安心です。

制度発足以降14年間の運用利回りは、年率で+2.73%です。
運用益は非課税で年金原資として積上がります。

2 年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金控除を受けることができます。

途中脱退、再加入も可能です

保険料の支払いが厳しい時などは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料については、脱退後も運用利回りがつき続けて、将来、年金として支給されます。(脱退一時金はありません。)脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できるので、年金原資の積み立てを再開できます。

